

鈴鹿工業高等専門学校専攻科の修了認定に関する規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）の修了認定に関する事項は、この規則の定めるところによる。

(修了認定)

第2条 専攻科の修了認定は、別に定める学習・教育到達目標の達成度評価基準を満たしている者のうち、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号。）第4条第4項に規定する主たるコース（以下「主コース」という。）を修了した者に対して行う。主コースの修了認定は、専攻科に2年以上在学し、次表に定める単位数を修得している者に対して行う。

区 分		修得単位数	備 考
教養科目	必修	8単位	
	選択	2単位	
コース共通科目	必修	14単位	
	選択	2単位	
コース展開科目	必修	18単位	
	コース必修	2単位	
	選択必修（コース選択必修を含む。）	8単位	
	選択必修（コース選択必修を含む。） 選択（コース選択を含む。）	8単位以上 （教養科目及びコース共通科目の選択を含む。）	
合 計		62単位以上	独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則（平成16年規則第20号。以下「専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則」という。）第11条第1項に規定する授業科目について、8単位を限度としてコース共通科目として認定することができる。

第3条 主コース以外のコースの修了認定は、前条の規定を満たす者のうち、専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則第12条に規定する授業科目を8単位修得している者に対して行う。

第4条 第2条及び第3条の修了認定は、専攻科の授業科目担当教員で組織する修了認定会議の意見を聞いて、校長がこれを行う。

第5条 校長は、第2条の規定を満たす者に対し、所定の修了証書を授与する。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の規則は、平成29年度専攻科入学生から適用し、平成28年度以前専攻科入学生については、なお従前による。

専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）における授業科目の履修及び単位修得に関する事項は、この規則の定めるところによる。

(授業科目)

第2条 授業科目は、講義、外国語（語学に限る。以下同じ。）、輪講、実験及び特別研究に分類する。

(1単位当たりの履修時間)

第3条 1単位当たりの履修時間は、次表のとおりとする。

講 義	15 時 間
外 国 語	30 時 間
輪 講	30 時 間
実 験	45 時 間
特 別 研 究	45 時 間

(履修届)

第4条 学生は、学期毎に履修届を学生課教務係へ提出するものとする。なお、学生は独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）

第4条第4項に規定する主たるコース（以下「主コース」という。）以外のコース（以下「副コース」という。）を選択する場合は、専攻科1年次前期提出の履修届に、選択した副コースを記入しなければならない。

(試験)

第5条 試験は、定期試験及び追試験とする。

2 試験は、特別の事情がない限り、その授業の終了する学期末に実施する。

3 定期試験の科目、日時その他の必要な事項は、試験開始日の2週間前(追試験にあつては、1週間前)までに公示する。

なお、学期中間の講義中に中間試験を原則として行う。

4 試験を受けることができる者は、当該学期における当該授業科目を履修した者とする。

5 欠席時数が講義時間数の5分の1を超える者については、定期試験を受験した場合であっても、その科目の単位を認めない。ただし、授業科目の欠席時数が3分の1以内で、その欠席時数が主として長期の疾病に起因する場合に限り考慮することがある。

(追試験)

第6条 追試験は、次の各号の一に該当することにより、定期試験が受けられなかったときに限って受けることができる。

(1) 病気

(2) 事故

(3) 2つ以上の科目の試験時間が重複する場合

(4) その他やむを得ない事情と認められる場合

(不正行為の取扱い)

第7条 第5条第1項に規定する試験及び中間試験において、不当な方法により当該試験の有効性を損なう行為（以下「不正行為」という。）が発覚した場合は、次に定める取扱いによるものとする。

(1) 定期試験、追試験及び中間試験において、不正行為が発覚した場合は、当該試験期間中に試験

を実施した全科目の点数は0点とする。また、試験期間中に発覚した場合は、当該科目以降に実施する試験科目の受験は許可しない。

(成績の評価)

第8条 授業科目の成績評定記号は、「優」、「良」、「可」又は「不可」とする。

2 評定は、試験結果を100点法によって行い、次の点数基準により表す。

優 100点 - 80点

良 79点 - 65点

可 64点 - 60点

不可 59点以下

(単位の認定)

第9条 前条の「優」、「良」又は「可」の評定記号を得たものを単位修得として認定する。

(単位の再認定)

第10条 前条の単位が認定されなかった授業科目については、第5条第4項の規定にかかわらず、次年度に限り当該授業科目を履修することなく試験を受け、単位の再認定を求めることができる。

2 前項により単位の再認定を求める者は、授業科目担当教員の許可を受けた上で、別記様式第2に定める再認定希望届を学生課教務係へ提出しなければならない。

(大学等における授業科目の履修等)

第11条 学則第52条の規定により、大学等における学修等を本校における授業科目の履修とみなし、単位の認定を受けようとする者は、他大学等の授業を履修する前に別記様式第3に定める大学等における学修申請書を学生課教務係に提出し、履修後は別記様式第4に定める大学等における学修単位認定申請書を同係に提出しなければならない。

2 前項の規定により認定を受けた単位のうち、修了認定に係る単位数は、別に定める。

(副コースにおける授業科目の履修)

第12条 副コースにおける授業科目の履修は、選択した副コースに対応するコース展開科目の選択必修(コース選択必修を含む。)に限る。

2 前項により授業科目を履修する学生が、副コースにおける履修を主コースにおける履修としようとするときは、当該授業科目が主コースに対応する場合に限り、履修届提出時に変更することができる。

附 則

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、平成29年度専攻科入学生から適用し、平成28年度以前専攻科入学生については、なお従前による。